

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 給料(第 8 条—第 13 条)
- 第 3 章 手当(第 14 条—第 26 条)
- 第 4 章 雑則(第 27 条—第 31 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人くらはて病院職員就業規則(平成 25 年規則第 1 号。以下「就業規則」という。)第 55 条第 2 項の規定に基づき、職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、業績手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 3 条 次条及び第 19 条から第 22 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じその額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額)

第 4 条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第6条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことにより行うものとする。

(給与からの控除)

第7条 次の各号に掲げるものは、労使協定に基づき毎月支給する給与から控除することができる。

(1) 生命保険料

(2) 個人年金保険料

(3) 自動車保険料

(4) 損害保険料

(5) 積立貯金

(6) 貸付返済金(福岡県市町村職員共済組合、直鞍農業協同組合、九州労働金庫)

(7) 職員互助会費及び互助会指定の物品購入代金

(8) 職員組合費及びサークル活動費

(9) 前各号に掲げるもののほか、労使協定に基づき決定した控除金

第2章 給料

(給料)

第8条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、業績手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いた額とする。

(給料表)

第9条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 医療職給料表(一) (別表第2)
- (3) 医療職給料表(二) (別表第3)
- (4) 医療職給料表(三) (別表第4)
- (5) 福祉・介護職給料表 (別表第5)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第6に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第10条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 職員の級の変更に伴う号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

3 職員の昇給は、理事長が定める日に、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(医師職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日に支給する。

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から地方独立行政法人くらはて病院の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成25年規程第12号。以下「勤務時間規程」という。)第5条及び第6条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給料の日割計算)

第13条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合

(3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

(5) 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例(平成14年鞍手町条例第1号。以下「派遣条例」という。)に基づき鞍手町から派遣され、又は派遣後鞍手町に復帰した場合

第3章 手当

(扶養手当)

第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある職員(臨時に雇用される者を除く。)に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族(次条において「扶養親族である子、父母等」という。)については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については、11,000 円)とする。

4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 15 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、

その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000

円を控除した額

- (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) を 11,000 円に加算した額

- 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具 (以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。) が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000

円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距

離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として理事長が別に定める期間(自転車その他の交通の用具に係る通勤手当にあつては、1ヶ月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人くらすて病院特殊勤務手当規程で定める。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第3条及び第4条の規定により割り振

られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で、第1項に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間規程第8条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第20条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給されない。

2 前項の休日とは、第12条第4項で規定する休日、勤務時間規程第4条から第6条の規定に基づき日曜日及び土曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日とする。

（夜間勤務手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、次の各号により夜間勤務手当を支給する。

（1） 看護師及び准看護師の夜間勤務手当は、看護師及び准看護師職員の平均給

与（看護師長以外の職員の給料月額を看護師長以外の職員数で除して得た額）を第3条の規定による勤務1時間当たりの平均給与額の100分の25に、深夜勤務時間及び夜間勤務回数を乗じて得た額とする。

- (2) 介護福祉士及び診療助手の夜間勤務手当は、介護福祉士及び診療助手職員の平均給与（給料月額を職員数で除して得た額）を第3条の規定による勤務1時間当たりの平均給与額の100分の25に、深夜勤務時間及び夜間勤務回数を乗じて得た額とする。

（宿日直手当）

第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、3,700円を支給する。ただし、半日勤務の場合は、勤務1回につき、その2分の1の額とする。

- 2 医師等については、前項の規定にかかわらず、次の各号により宿日直手当を支給する。

(1) 医師は、宿日直1回につき23,000円、半日勤務時間の日直1回につき11,500円。

(2) 医師以外の職員は、宿日直1回につき6,000円、半日勤務時間の日直1回につき3,000円。ただし、救急二次病院輪番制当番日及び町内連絡医当番日に勤務したときは、1回につき5割を加算する。

- 3 前2項の勤務は、第19条、第20条第1項及び第21条第1項の勤務の勤務には含まれないものとする。宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 4 12月29日から翌年の1月3日までの期間中に宿日直勤務に従事したときは、1回につき5割を加算する。

（管理職手当）

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び支給割合は、別表第7に掲げるとおりとする。

- 3 前項の規定による管理職手当の月額は、管理職員の受ける給料月額の100分の20を超えてはならない。

- 4 管理職手当は、職員が第2項に該当する管理職員となった日から支給し、該当しなくなった日から支給しない。ただし、勤務した日数が15日に満たないときは日割計算により支給し、月の初日から末日までの全日数を勤務しなかったときは支給しない。

- 5 第2項に規定する職員の職にある者には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は

支給しない。

(業績手当)

第 24 条 業績手当は、医師の業務の成果に応じて支給する。

2 業績手当の支給基準、支給額その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当及び勤勉手当)

第 25 条 職員の期末手当及び勤勉手当は、地方独立行政法人くらすて病院職員期末勤勉手当規程の定めるところによる。

(手当の支給方法)

第 26 条 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職手当は、当月分を当月に支給する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び業績手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第 11 条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第 4 章 雑則

(退職者の給与)

第 27 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による退職にされたときは、その退職の期間中の給与の全額（災害補償法第 28 条及び労基法第 76 条による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 14 条による休業補償給付を受けるとする額に相当する金額を除く額）を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による退職にされたときは、その退職の期間（就業規則第 15 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 9 月に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給することが

できる。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内(業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100 分の 100 以内)を支給することができる。
- 6 就業規則第 14 条第 1 項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 8 第 2 項又は第 4 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。

(介護休業期間における給与の取扱い)

第 28 条 職員が勤務時間規程第 17 条 2 項に規定する介護休業の承認を受けて介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない 1 時間について第 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全期間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

(専従休職者の給与)

第 29 条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第 30 条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を行うことができる。

(補則)

第 31 条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 法人設立の日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表(一)	事務職給料表
行政職給料表(二)	福祉・介護職給料表
医療職給料表(一)	医療職給料表(一)
医療職給料表(二)	医療職給料表(二)
医療職給料表(三)	医療職給料表(三)
福祉職給料表	福祉・介護職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日までの経験年数により決定するものとする。

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの鞍手町職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

5 前 2 項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。

6 施行日前に鞍手町において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

(派遣等職員の給与)

7 派遣条例に基づき、鞍手町から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和 32

年鞍手町条例 17 号) その他鞍手町の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(平成 18 年度給与構造改革等に伴う給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 法人移行職員のうち、平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日から引き続き附則第 2 項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年鞍手町条例第 13 号)により適用される給料月額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(法人移行職員の現給保障)

- 9 新たに決定した給料月額が、施行日前日までの給料に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第1（第9条関係）

事務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,700	185,800	262,000	325,600
2	136,800	187,800	264,000	328,000
3	137,900	189,800	266,000	330,400
4	139,000	191,800	268,000	332,800
5	140,100	193,800	270,000	335,200
6	141,200	195,800	272,200	337,500
7	142,300	197,800	274,400	339,800
8	143,400	199,800	276,600	342,100
9	144,500	201,800	278,800	344,400
10	145,900	203,800	281,000	346,700
11	147,300	205,800	283,200	349,000
12	148,700	207,800	285,400	351,300
13	150,100	209,800	287,600	353,600
14	151,600	211,800	289,800	355,800
15	153,100	213,800	292,000	358,000
16	154,600	215,800	294,200	360,200
17	156,100	217,800	296,400	362,400
18	157,700	219,800	298,600	364,600
19	159,300	221,800	300,800	366,800
20	160,900	223,800	303,000	369,000
21	162,500	225,800	305,200	371,200
22	164,300	227,800	307,400	373,400
23	166,100	229,800	309,600	375,600
24	167,900	231,800	311,800	377,800
25	169,700	233,800	314,000	380,000
26	171,500	235,800	316,200	382,200
27	173,300	237,800	318,400	384,400
28	175,100	239,800	320,600	386,600
29	176,900	241,800	322,800	388,800
30	178,700	243,800	325,000	391,000
31	180,500	245,800	327,200	393,200
32	182,300	247,800	329,200	395,200
33	184,300	249,800	331,200	397,200
34	186,300	251,800	333,200	399,200
35	188,300	253,800	335,200	401,200

36	190,300	255,800	337,200	403,200
37	192,300	257,800	339,200	405,200
38	194,300	259,800	341,200	407,200
39	196,300	261,800	343,200	409,200
40	198,300	263,800	345,000	411,200
41	200,300	265,800	346,800	413,200
42	202,300	267,800	348,600	415,200
43	204,300	269,800	350,400	417,200
44	206,300	271,800	352,200	419,000
45	208,300	273,800	354,000	420,800
46	210,100	275,600	355,800	422,600
47	211,900	277,400	357,600	424,400
48	213,700	279,200	359,000	425,800
49	215,500	281,000	360,400	427,200
50	217,100	282,800	361,800	428,600
51	218,700	284,200	363,200	430,000
52	220,300	285,600	364,600	
53	221,900	287,000	366,000	
54	223,300	288,400	367,400	
55	224,700	289,800	368,400	
56	226,100	291,200	369,400	
57	227,500	292,600	370,400	
58	228,900	294,000	371,400	
59	230,300	295,300	372,400	
60	231,700	296,600	373,400	
61	233,100	297,900	374,400	
62	234,300	299,200	375,400	
63	235,500	300,500	376,400	
64	236,700	301,800	377,400	
65	237,900	303,000	378,400	
66	239,100	304,200	379,000	
67	240,300	305,400	379,600	
68	241,500	306,600	380,200	
69	242,700	307,800	380,800	
70	243,500	309,000	381,400	
71	244,300	310,200	382,000	
72	245,100	311,400	382,600	
73	245,900	312,600	383,200	
74	246,700	313,800	383,600	
75	247,500	314,900	384,000	
76	248,300	316,000	384,400	
77	249,100	317,100	384,800	

78	249,700	318,200	385,200	
79	250,300	319,300	385,600	
80	250,900	320,400	386,000	
81	251,500	321,500	386,400	
82	252,100	322,600	386,800	
83	252,700	323,600	387,200	
84	253,300	324,600	387,600	
85	253,900	325,600	388,000	
86	254,500	326,600	388,400	
87	255,000	327,600	388,800	
88	255,500	328,600	389,200	
89	256,000	329,600	389,600	
90	256,500	330,600	390,000	
91	257,000	331,400	390,400	
92	257,500	332,200	390,800	
93	258,000	333,000	391,200	
94		333,800	391,600	
95		334,600	392,000	
96		335,400	392,400	
97		336,200	392,800	
98		337,000		
99		337,700		
100		338,400		
101		339,100		
102		339,800		
103		340,500		
104		341,200		
105		341,900		
106		342,600		
107		343,100		
108		343,600		
109		344,100		
110		344,600		
111		345,100		
112		345,600		
113		346,100		
114		346,600		
115		346,900		
116		347,200		
117		347,500		
118		347,800		
119		348,100		

120		348,400		
121		348,700		
122		349,000		
123		349,300		
124		349,600		
125		349,900		
126		350,200		
127		350,500		
128		350,800		
129		351,100		
130		351,400		
131		351,700		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第9条関係）

医療職給料表（一）

（単位：円）

給 号	職務の級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
1		323,400	390,600	563,600
2		326,500	393,500	566,700
3		329,600	396,400	569,800
4		332,700	399,300	572,900
5		335,600	402,000	575,900
6		338,900	404,800	578,300
7		342,200	407,600	580,700
8		345,500	410,400	583,100
9		348,600	413,000	585,400
10		351,800	415,700	586,900
11		355,000	418,400	588,400
12		358,200	421,100	589,900
13		361,300	423,600	591,400
14		365,000	426,100	592,500
15		368,700	428,600	593,600
16		372,400	431,100	594,700
17		376,000	433,400	595,900
18		378,800	435,800	596,900
19		381,600	438,200	597,900
20		384,400	440,600	598,900
21		387,300	442,900	599,900
22		389,900	467,100	
23		392,500	469,400	
24		395,100	471,700	
25		397,500	474,000	
26		399,800	476,300	
27		402,100	478,500	
28		404,400	480,700	
29		406,800	482,900	
30		408,900	485,200	
31		411,000	487,300	
32		413,100	489,400	
33		415,300	491,500	
34		417,300	493,600	
35		419,300	495,700	
36		421,300	497,800	
37		423,400	499,900	
38		425,400	502,000	
39		427,400	504,000	

40	429,400	506,000	
41	431,500	508,000	
42	433,300	509,800	
43	435,100	511,700	
44	436,900	513,600	
45	438,800	515,500	
46	440,600	517,200	
47	442,400	519,000	
48	444,200	520,800	
49	446,100	522,600	
50	447,900	524,500	
51	449,700	526,300	
52	451,500	528,100	
53	453,400	529,900	
54	454,600	531,700	
55	455,800	533,500	
56	457,000	535,300	
57	458,200	537,100	
58	459,200	538,800	
59	460,200	540,400	
60	461,200	542,000	
61	462,100	543,600	
62	462,800	545,200	
63	463,500	546,600	
64	464,200	548,000	
65	464,900	549,400	
66	465,600	550,600	
67	466,300	551,600	
68	467,000	552,600	
69	467,500	553,600	
70	468,200	554,700	
71	468,900	555,600	
72	469,600	556,500	
73	470,100	557,400	
74	470,800	558,300	
75	471,500	559,200	
76	472,200	560,100	
77	472,700	561,000	
78	473,300	561,900	
79	473,900	562,800	
80	474,500	563,700	
81	475,100	564,600	
82	475,700	565,500	
83	476,300	566,400	

84	476,900	567,300	
85	477,400	568,200	
86	478,000	569,100	
87	478,600		
88	479,200		
89	479,700		
90	480,300		
91	480,900		
92	481,500		
93	482,000		
94	482,600		
95	483,200		
96	483,800		
97	484,300		

備考 この表は、医師である職員に適用する。

別表第3(第9条関係)

医療職給料表(二)

(単位:円)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	141,500	201,400	279,700	328,700
2	142,600	202,400	281,700	330,900
3	143,700	203,400	283,700	333,100
4	144,800	204,400	285,700	335,300
5	145,900	205,400	287,700	337,500
6	147,000	206,400	289,900	339,700
7	148,100	207,400	292,100	341,900
8	149,200	208,400	294,300	344,100
9	150,300	209,400	296,500	346,300
10	151,400	210,400	298,700	348,500
11	152,500	211,400	300,900	350,700
12	153,600	212,400	303,100	352,900
13	154,700	213,400	305,300	355,100
14	156,400	214,400	307,500	357,300
15	158,100	215,400	309,700	359,500
16	159,800	216,400	311,900	361,700
17	161,500	217,400	314,100	363,900
18	163,200	218,600	316,300	366,100
19	164,900	219,800	318,500	368,300
20	166,600	221,000	320,700	370,500
21	168,300	222,200	322,900	372,700
22	170,000	223,400	325,100	374,900
23	171,700	224,600	327,300	377,100
24	173,400	225,800	329,500	379,300
25	175,100	227,000	331,700	381,500
26	176,800	228,200	333,700	383,500
27	178,500	229,400	335,700	385,500
28	180,200	230,600	337,700	387,500
29	181,900	231,800	339,700	389,500
30	183,600	233,000	341,700	391,100
31	185,300	234,200	343,700	392,700
32	187,000	235,400	345,700	394,300
33	188,700	236,600	347,700	395,900
34	190,400	238,000	349,700	397,500
35	192,100	239,400	351,700	399,100
36	193,800	240,800	353,700	400,700
37	195,500	242,200	355,700	402,300

38	197,200	243,600	357,700	403,900
39	198,900	245,000	359,700	405,500
40	200,600	246,400	361,700	406,500
41	202,300	247,800	363,700	407,500
42	204,000	249,200	365,100	408,500
43	205,700	250,600	366,500	409,500
44	207,400	252,000	367,900	410,500
45	208,900	253,400	369,300	411,500
46	210,400	254,800	370,700	412,500
47	211,900	256,200	372,100	413,300
48	213,400	257,600	373,500	414,100
49	214,900	259,000	374,900	414,900
50	216,400	260,600	376,100	415,700
51	217,900	262,200	377,300	416,500
52	219,400	263,800	378,500	417,300
53	220,900	265,400	379,700	418,100
54	222,400	267,000	380,900	418,900
55	223,900	268,600	382,100	419,700
56	225,400	270,200	383,300	420,500
57	226,900	271,800	384,500	
58	228,400	273,600	385,500	
59	229,900	275,400	386,500	
60	231,400	277,200	387,500	
61	232,600	279,000	388,500	
62	233,800	280,800	389,500	
63	235,000	282,600	390,500	
64	236,200	284,400	391,500	
65	237,400	286,200	392,500	
66	238,600	288,000	393,500	
67	239,800	289,800	394,500	
68	241,000	291,600	395,300	
69	242,200	293,400	396,100	
70	243,400	295,200	396,900	
71	244,600	296,800	397,700	
72	245,800	298,400	398,500	
73	247,000	300,000	399,300	
74	248,200	301,600	400,100	
75	249,400	303,200	400,900	
76	250,600	304,800	401,700	
77	251,500	306,400	402,300	
78	252,400	308,000	402,900	
79	253,300	309,600	403,500	

80	254,200	311,200	404,100	
81	255,100	312,800	404,700	
82	256,000	314,200	405,300	
83	256,900	315,600	405,900	
84	257,800	317,000	406,500	
85	258,700	318,400	406,900	
86	259,600	319,800	407,300	
87	260,500	321,200	407,700	
88	261,400	322,600	408,100	
89	262,300	324,000		
90	263,200	325,200		
91	264,100	326,400		
92	265,000	327,600		
93	265,900	328,800		
94	266,800	330,000		
95	267,700	331,200		
96	268,600	332,400		
97	269,300	333,600		
98	270,000	334,600		
99	270,700	335,600		
100	271,400	336,600		
101	272,100	337,600		
102	272,800	338,600		
103	273,500	339,600		
104	274,200	340,600		
105	274,900	341,600		
106	275,600	342,200		
107	276,300	342,800		
108	277,000	343,400		
109	277,700	344,000		
110	278,400	344,600		
111	279,100	345,200		
112	279,800	345,800		
113	280,300	346,400		
114	280,800	346,700		
115	281,300	347,000		
116	281,800	347,300		
117	282,300	347,600		
118	282,800	347,900		
119	283,300	348,200		
120	283,800	348,500		
121	284,300	348,800		

122	284,800	349,100		
123	285,300	349,400		
124	285,800	349,700		
125	286,300	350,000		
126	286,800	350,300		
127	287,300	350,600		
128	287,800	350,900		
129	288,300	351,200		
130	288,800	351,500		
131	289,300	351,800		
132	289,800	352,100		
133	290,300	352,400		
134	290,800	352,700		
135	291,300	353,000		
136	291,800	353,300		
137	292,300	353,600		
138	292,800	353,900		
139	293,300	354,200		
140	293,800	354,500		
141	294,100	354,800		
142	294,400	355,100		
143	294,700	355,400		
144	295,000	355,700		
145	295,300	356,000		
146	295,600	356,300		
147	295,900	356,600		
148	296,200	356,900		
149	296,500	357,200		
150	296,800	357,500		
151	297,100	357,800		
152	297,400	358,100		
153	297,700	358,400		
154	298,000	358,700		
155	298,300	359,000		
156	298,600	359,300		
157	298,900	359,600		
158	299,200	359,900		
159	299,500	360,200		
160	299,800	360,500		
161	300,100	360,800		
162	300,400	361,100		
163	300,700	361,400		

164	301,000	361,700		
165	301,300	362,000		
166		362,300		
167		362,600		
168		362,900		
169		363,200		
170		363,500		

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、マッサージ師に適用する。

別表第4(第9条関係)

医療職給料表(三)

(単位:円)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	172,600	211,800	239,400	261,000	285,600
2	173,600	212,800	241,000	262,800	287,400
3	174,600	213,800	242,600	264,600	289,200
4	175,600	214,800	244,200	266,400	291,000
5	176,600	215,800	245,800	268,200	292,800
6	177,600	216,800	247,400	270,000	294,600
7	178,600	217,800	249,000	271,800	296,400
8	179,600	218,800	250,600	273,600	298,200
9	180,600	219,800	252,200	275,400	300,200
10	181,600	220,800	253,800	277,200	302,200
11	182,600	221,800	255,400	279,000	304,200
12	183,600	222,800	257,000	280,800	306,200
13	184,600	223,800	258,600	282,600	308,200
14	185,600	224,800	260,400	284,600	310,200
15	186,600	225,800	262,200	286,600	312,200
16	187,600	226,800	264,000	288,600	314,200
17	188,600	227,800	265,800	290,600	316,200
18	189,600	228,800	267,600	292,600	318,200
19	190,600	229,800	269,400	294,600	320,200
20	191,600	230,800	271,200	296,600	322,200
21	192,600	231,800	273,000	298,600	324,200
22	193,600	232,800	274,800	300,600	326,200
23	194,600	233,800	276,600	302,600	328,200
24	195,600	234,800	278,400	304,600	330,200
25	196,600	235,800	280,200	306,600	332,200
26	198,000	236,800	282,000	308,600	334,200
27	199,400	237,800	283,800	310,600	336,200
28	200,800	238,800	285,600	312,600	338,200
29	202,200	239,800	287,400	314,600	340,200
30	203,600	241,000	289,200	316,600	342,200
31	205,000	242,200	291,000	318,600	344,200
32	206,400	243,400	292,800	320,600	346,200
33	207,800	244,600	294,600	322,600	348,200
34	209,200	245,800	296,400	324,600	350,200
35	210,600	247,000	298,200	326,600	352,200
36	212,000	248,200	300,000	328,800	354,200
37	213,400	249,400	301,800	331,000	356,200

38	214,800	250,900	303,600	333,200	358,200
39	216,200	252,400	305,400	335,400	360,200
40	217,600	253,900	307,200	337,600	362,200
41	219,000	255,400	309,000	339,800	364,200
42	220,200	256,900	310,800	342,000	366,200
43	221,400	258,400	312,600	344,200	368,200
44	222,600	259,900	314,400	346,200	370,200
45	223,800	261,400	316,200	348,200	372,000
46	225,000	262,900	317,800	350,200	373,800
47	226,200	264,400	319,400	352,200	375,600
48	227,400	265,900	321,000	354,200	377,400
49	228,600	267,400	322,600	356,200	379,200
50	229,800	268,900	324,200	358,000	381,000
51	231,000	270,400	325,800	359,800	382,800
52	232,200	271,900	327,400	361,600	384,600
53	233,400	273,400	329,000	363,400	386,400
54	234,600	274,900	330,600	365,200	388,200
55	235,800	276,400	332,200	367,000	390,000
56	237,000	277,900	333,800	368,800	391,800
57	238,200	279,400	335,400	370,600	393,600
58	239,200	280,900	337,000	372,400	395,400
59	240,200	282,400	338,600	374,200	397,200
60	241,200	283,900	340,200	376,000	399,000
61	242,200	285,400	341,800	377,800	400,400
62	243,200	286,900	343,400	379,600	401,800
63	244,200	288,400	345,000	381,400	403,200
64	245,200	289,900	346,600	383,200	404,600
65	246,200	291,400	347,800	385,000	406,000
66	247,200	292,900	349,000	386,000	407,400
67	248,200	294,400	350,200	387,000	408,800
68	249,200	295,900	351,400	388,000	410,200
69	250,200	297,400	352,600	389,000	411,200
70	251,200	298,900	353,800	390,000	412,200
71	252,200	300,400	354,600	391,000	413,200
72	253,200	301,900	355,400	392,000	414,200
73	254,200	303,400	356,200	393,000	415,200
74	255,200	304,600	357,000	394,000	416,200
75	256,200	305,800	357,800	394,600	417,200
76	257,200	307,000	358,600	395,200	418,200
77	258,200	308,200	359,400	395,800	419,200
78	259,200	309,400	360,200	396,400	420,200
79	260,200	310,600	361,000	397,000	421,200

80	261,200	311,800	361,600	397,600	422,200
81	262,200	313,000	362,200	398,200	422,800
82	263,200	314,000	362,800	398,800	423,400
83	264,200	315,000	363,400	399,400	424,000
84	265,200	316,000	364,000	399,800	424,600
85	266,200	317,000	364,600	400,200	425,200
86	267,200	318,000	365,200	400,600	425,800
87	268,200	319,000	365,800	401,000	426,400
88	269,200	320,000	366,400	401,400	427,000
89	270,200	321,000	367,000	401,800	427,600
90	271,000	321,800	367,600	402,200	428,200
91	271,800	322,600	368,200	402,600	428,800
92	272,600	323,400	368,800	403,000	429,400
93	273,400	324,200	369,200	403,400	429,800
94	274,200	325,000	369,600	403,800	430,200
95	275,000	325,800	370,000	404,200	430,600
96	275,800	326,600	370,400	404,600	431,000
97	276,600	327,400	370,800	405,000	431,400
98	277,400	328,200	371,200	405,400	431,800
99	277,800	329,000	371,600	405,800	432,200
100	278,200	329,800	372,000	406,200	432,600
101	278,600	330,600	372,400	406,600	433,000
102	279,000	331,000	372,800	407,000	433,400
103	279,400	331,400	373,200	407,400	433,800
104	279,800	331,800	373,600	407,800	434,200
105	280,200	332,200	373,900	408,000	434,600
106	280,600	332,600	374,200	408,200	435,000
107	281,000	333,000	374,500	408,400	435,400
108	281,400	333,400	374,800	408,600	435,800
109	281,800	333,800	375,100	408,800	436,200
110	282,200	334,200	375,400	409,000	436,600
111	282,600	334,600	375,700	409,200	437,000
112	283,000	335,000	376,000	409,400	437,400
113	283,400	335,400	376,300	409,600	437,800
114	283,800	335,800	376,600	409,800	438,200
115	284,100	336,200	376,900	410,000	438,600
116	284,400	336,600	377,200	410,200	439,000
117	284,700	337,000	377,500	410,400	439,400
118	285,000	337,400	377,800	410,600	439,800
119	285,300	337,800	378,100	410,800	440,200
120	285,600	338,200	378,400	411,000	440,600
121	285,900	338,600	378,700	411,200	441,000

122	286,200	338,900	379,000	411,400	
123	286,500	339,200	379,300	411,600	
124	286,800	339,500	379,600	411,800	
125	287,100	339,800	379,900	412,000	
126	287,400	340,100	380,200	412,200	
127	287,700	340,400	380,500	412,400	
128	288,000	340,700	380,800	412,600	
129	288,300	341,000	381,100	412,800	
130	288,600	341,300	381,400	413,000	
131	288,900	341,600	381,700	413,200	
132	289,200	341,900	382,000	413,400	
133	289,500	342,200	382,300	413,600	
134	289,800	342,500	382,600	413,800	
135	290,100	342,800	382,900	414,000	
136	290,400	343,100	383,200	414,200	
137	290,700	343,400	383,500	414,400	
138	291,000	343,700	383,800		
139	291,300	344,000	384,100		
140	291,600	344,300	384,400		
141	291,900	344,600	384,700		
142	292,200	344,900	385,000		
143	292,500	345,200	385,300		
144	292,800	345,500	385,600		
145	293,100	345,800	385,900		
146	293,400	346,100	386,200		
147	293,700	346,400	386,500		
148	294,000	346,700	386,800		
149	294,300	347,000	387,100		
150	294,600	347,300	387,400		
151	294,900	347,600	387,700		
152	295,200	347,900	388,000		
153	295,500	348,200	388,300		
154	295,800	348,500			
155	296,100	348,800			
156	296,400				
157	296,700				
158	297,000				
159	297,300				
160	297,600				
161	297,900				
162	298,200				
163	298,500				

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5(第9条関係)

福祉・介護職給料表

(単位:円)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,200	148,800	247,100
2	136,200	149,800	248,700
3	137,200	150,800	250,300
4	138,200	151,800	251,900
5	139,200	152,800	253,500
6	140,200	153,800	255,100
7	141,200	154,800	256,700
8	142,200	155,800	258,300
9	143,200	156,800	259,900
10	144,400	157,800	261,500
11	145,600	158,800	263,100
12	146,800	159,800	264,700
13	148,000	160,800	266,300
14	149,400	161,800	267,900
15	150,800	162,800	269,500
16	152,200	163,800	271,100
17	153,600	164,800	272,700
18	155,000	166,200	274,300
19	156,400	167,600	275,900
20	157,800	169,000	277,500
21	159,200	170,400	279,100
22	160,600	171,800	280,700
23	162,000	173,200	282,300
24	163,400	174,600	283,900
25	164,800	176,000	285,500
26	166,400	177,600	287,100
27	168,000	179,200	288,700
28	169,600	180,800	290,300
29	171,200	182,400	291,900
30	172,800	184,000	293,500
31	174,400	185,600	295,100
32	176,000	187,200	296,700
33	177,600	188,800	298,300
34	179,200	190,600	299,700
35	180,800	192,400	301,100
36	182,400	194,200	302,500
37	184,000	196,000	303,900

38	185,800	197,800	305,300
39	187,600	199,600	306,700
40	189,400	201,400	308,100
41	191,200	203,200	309,500
42	193,000	205,000	310,900
43	194,800	206,800	312,300
44	196,600	208,600	313,700
45	198,400	210,400	315,100
46	200,200	212,200	316,100
47	202,000	214,000	317,100
48	203,800	215,800	318,100
49	205,600	217,600	319,100
50	207,100	219,400	320,100
51	208,600	221,200	321,100
52	210,100	223,000	322,100
53	211,600	224,800	323,100
54	213,100	226,400	324,100
55	214,600	228,000	325,100
56	216,100	229,600	326,100
57	217,600	231,200	327,100
58	219,100	232,800	327,900
59	220,600	234,400	328,700
60	222,100	236,000	329,500
61	223,600	237,600	330,300
62	224,900	239,200	331,100
63	226,200	240,800	331,900
64	227,500	242,400	332,700
65	228,800	244,000	333,500
66	230,100	245,600	334,300
67	231,400	247,200	335,100
68	232,700	248,800	335,900
69	234,000	250,400	336,700
70	235,300	252,000	337,100
71	236,600	253,600	337,500
72	237,900	255,200	337,900
73	239,200	256,800	338,300
74	240,300	258,400	338,700
75	241,400	260,000	339,100
76	242,500	261,600	339,500
77	243,600	263,200	339,900
78	244,700	264,800	340,300
79	245,800	266,400	340,700

80	246,900	268,000	341,100
81	248,000	269,600	341,500
82	249,100	270,800	341,900
83	250,200	272,000	342,300
84	251,300	273,200	342,700
85	252,400	274,400	343,100
86	253,200	275,600	343,500
87	254,000	276,800	343,900
88	254,800	278,000	344,300
89	255,600	279,200	344,700
90	256,400	280,400	345,100
91	257,200	281,600	345,500
92	258,000	282,800	345,900
93	258,800	284,000	346,300
94	259,600	285,000	346,700
95	260,400	286,000	347,100
96	261,200	287,000	347,500
97	262,000	288,000	347,900
98	262,800	289,000	348,300
99	263,600	290,000	348,700
100	264,400	291,000	349,100
101	265,200	292,000	349,500
102	266,000	292,800	349,900
103	266,800	293,600	350,300
104	267,600	294,400	350,700
105	268,400	295,200	
106	269,000	296,000	
107	269,600	296,800	
108	270,200	297,600	
109	270,800	298,400	
110	271,400	299,000	
111	272,000	299,600	
112	272,600	300,200	
113	273,200	300,800	
114	273,800	301,400	
115	274,400	302,000	
116	275,000	302,600	
117	275,600	303,200	
118	276,200	303,800	
119	276,800	304,400	
120	277,400	305,000	
121	278,000	305,600	

122	278,600	306,200	
123	279,200	306,800	
124	279,800	307,400	
125	280,400	308,000	
126	280,800	308,600	
127	281,200	309,200	
128	281,600	309,800	
129	282,000	310,400	
130	282,400	311,000	
131	282,800	311,600	
132	283,200	312,200	
133	283,600	312,800	
134	284,000	313,100	
135	284,400	313,400	
136	284,800	313,700	
137	285,200	314,000	
138	285,600	314,300	
139	286,000	314,600	
140	286,400	314,900	
141	286,800	315,200	
142	287,200	315,500	
143	287,600	315,800	
144	288,000	316,100	
145	288,400	316,400	
146	288,800	316,700	
147	289,200	317,000	
148	289,600	317,300	
149	290,000	317,600	
150	290,400	317,900	
151	290,800	318,200	
152	291,200	318,500	
153	291,600	318,700	
154	291,900	318,900	
155	292,200	319,100	
156	292,500	319,300	
157	292,800	319,500	
158	293,100	319,700	
159	293,400	319,900	
160	293,700	320,100	
161	294,000	320,300	
162	294,300	320,500	
163	294,600	320,700	

164	294,900	320,900	
165	295,200	321,100	
166	295,500	321,300	
167	295,800	321,500	

備考 この表は、福祉、介護、診療助手等の業務に従事する職員に適用する

別表第6（第9条関係）

級別標準職務表

ア 事務職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	主事
2級	主査
3級	課長
4級	事務局長

イ 医療職給料表（一）級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	医師
2級	診療部長、介護老人保健施設長及び特に高度な知識又は経験を有する医師
3級	病院長、副院長及び統括診療部長

ウ 医療職給料表（二）級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士及びマッサージ師の職務
2級	薬剤師、放射線技師、検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び管理栄養士の職務
3級	薬剤副科長、放射線副科長、検査副科長、栄養副科長及びリハビリテーション副科長の職務
4級	薬剤科長、放射線科長、検査科長、栄養科長及びリハビリテーション科長の職務

エ 医療職給料表（三）級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師の職務
3級	看護副師長の職務
4級	看護師長の職務
5級	副看護部長及び看護部長の職務

オ 福祉・介護職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	社会福祉主事、支援相談員及び診療助手の職務
2級	社会福祉士、介護支援専門員及び介護福祉士の職務
3級	困難な業務を行う社会福祉士、介護支援専門員及び介護福祉士の職務

別表第7(第23条関係)

管理職手当額表

職	支給割合
病院長	給料月額の100分の15
副院長、統括診療部長、事務局長、看護部長	給料月額の100分の14
診療部長、介護老人保健施設長、副看護部長	給料月額の100分の12
放射線科長、検査科長、薬剤科長、給食科長、リハビリテーション科長、課長、看護師長	給料月額の100分の10
放射線副科長、検査副科長、薬剤副科長、給食副科長、リハビリテーション副科長、看護副師長	給料月額の100分の8